

松野町ふるさと納税返礼品提供事業者募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと納税制度により松野町（以下「町」という。）へ寄附された町外在住の寄附者に対し、お礼の意味を込めた商品及びサービス（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）の募集及び決定に関し必要な事項を定めるものとする。

(返礼品提供事業者の登録要件)

第2条 返礼品提供事業者に登録できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場のいずれかがあり、町内で生産、製造、加工又はサービスの提供を行っている法人、その他の団体又は個人事業者（以下「事業者」という。）であること。ただし、町外の事業者で、町内で生産された農産物等を原料に加工、製造、販売を行い、町をPRしていると認められる場合は、この限りでない。
- (2) 町税等に滞納がないこと。
- (3) 各種法令を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- (4) 代表者及び関係者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等ではないこと。

(返礼品の要件)

第3条 返礼品の要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町の地域産業振興や魅力発信、特産品等のPRに繋がるものであること。
- (2) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に規定する総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。
- (3) 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、季節又は収穫時期によって提供が限定的になる場合は、提供可能期間内において安定供給が見込めるものであること。
- (4) 飲食物の場合は、寄附者に到着後1週間程度の賞味期限又は消費期限が保証されるものであること。
- (5) 宿泊、食事等のサービスを提供する場合は、町内で提供されるものであり、利用券等の発行日から1年程度の有効期限を設けることができること。
- (6) 金銭類似性の高いもの（金券、商品券、電子マネー、ポイント等）でないこと。ただし、ふるさと納税の主旨に照らし、町が適当と判断したものについては、この限りでない。
- (7) 公序良俗に反するものでないこと。
- (8) パッケージ表面に他自治体の名前が入っていないこと。
- (9) 食品表示法（平成25年法律第70号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の各種法令に違反しないこと。

(返礼品提供事業者の遵守事項)

第4条 返礼品提供事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 発注情報に基づき、寄附者への返礼品の発送事務を速やかに行うこと。また、

町が依頼した場合には、パンフレット等の同封にも対応すること。

- (2) 返礼品の品質等について、寄附者から苦情等があった場合には、丁寧かつ真摯に対応し解決に努めること。また、返礼品の不備に伴う補償及び送料については、事業者負担とし、町は一切の責任を負わない。
- (3) 本事業で知り得た寄附者の個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、松野町個人情報保護法施行条例（令和 4 年条例第 18 号）その他関係法令を遵守し、適切に管理すること。また、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用しないこと。ただし、返礼品等の送付後に寄附者から直接商品の申込みがあった場合等、提供事業者がこの事業に基づかないで入手した情報については、この限りでない。
- (4) 地場産品基準、食品表示法や食品衛生法に違反することがないように、必要に応じて町の調査及び確認に応じること。また、これらの法令において遵守すべき事項が記載された書類を整備し、保存すること。

（申請）

第 5 条 返礼品提供事業者の登録を希望する者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 松野町ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（様式第 1 号）
- (2) 松野町ふるさと納税における返礼品概要説明書（様式第 2 号）
- (3) 松野町ふるさと納税返礼品提供事業者誓約書（様式第 3 号）

（返礼品提供事業者の登録）

第 6 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、登録の可否について、松野町ふるさと納税返礼品提供事業者登録通知書（様式第 4 号）により通知する。

（届出義務）

第 7 条 返礼品提供事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は速やかに町へ届け出なければならない。

- (1) 申請時の内容が変更となるおそれが生じた場合
- (2) 納品に遅延が生じた場合
- (3) 提供している返礼品が販売中止又は終了になるおそれが生じた場合
- (4) 取り扱う返礼品に疑義が生じた場合

（返礼品提供事業者の登録取消し）

第 8 条 町長は、登録された返礼品提供事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該登録を取り消すことができる。この場合において、当該返礼品提供事業者に対し、松野町ふるさと納税返礼品提供事業者登録取消通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

- (1) この要綱に定める要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽があったと認める場合
- (3) 町及び寄附者に損害を及ぼす行為があった場合
- (4) 町からの改善等に適切な対応を行わなかった場合
- (5) 返礼品提供事業者が返礼品の提供を取りやめた場合
- (6) ふるさと納税制度が中止された場合

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。